

納期内納付にご協力を

後期高齢者医療保険料額

決定通知書を発送します

平成28年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を7月15日（金）に発送します。納付方法は通知書を確認のうえ、納期内納付にご協力をお願いします。

国保年金課高齢者医療年金班 ☎（93）4085

■対象

- 75歳以上の人
- 65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人

■発送日

7月15日（金）

■納付方法

納付方法は年金受給額などによって異なりますので、通知書で確認してください。

年金天引き（特別徴収）の人

年金の年額が18万円以上の人は原則、年6回年金天引きになります。

4、6、8月分は、仮算定された保険料で天引きされますが、10月～翌年2月分は、確定した年間保険料額から仮算定分の納付分を差し引いた額を3期に分けて年金天引きで納付します。

※年金天引きされている人でも、口座振替で納付することができます。詳しくは問い合わせください。

できない場合があります。年金天引き（特別徴収）ができないときは、後日普通徴収の納付書を送付します。

保険料（年額）の算出方法

後期高齢者医療制度では、原則として対象になる被保険者全員が保険料を納付します。また、保険料は、被保険者均等割額①と所得割額②の合計になります。なお、保険料の限度額は57万円です。

①均等割額：40,400円
被保険者全員に定額で負担する保険料
※世帯の所得により軽減されるときがあります。必ず所得などの申告をしてください。

②所得割額：基礎控除後の総所得金額×7・93％
被保険者の所得に応じて負担する保険料で、所得から基礎控除33万円を差し引いた額に所得割率をかけて算出する保険料

保険料の軽減措置

▼均等割額の軽減
世帯の総所得金額によって、下表のとおり、均等割分の保険料が軽減されます。

▼所得割額の軽減

所得割を負担する人で、基礎控除33万円を差し引いた後の総所得金額などが58万円以下（年金収入で211万円以下）の被保険者は、所得割額が5割軽減されます。

▼被用者保険の被扶養者だった人の軽減
健康組合などの被保険者だった人は、保険料の所得割負担がなく、均等割額が9割軽減されます。

8月1日に一斉更新 後期高齢者医療被保険者証

7月中旬に、更新される保険者証を被保険者に簡易書留郵便で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。

均等割額の軽減

軽減種類	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など	軽減後の均等割額
9割軽減	均等割の8・5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得がない世帯	4,040円
8・5割軽減	33万円を超えない世帯	6,060円
5割軽減	33万円＋26万5千円×被保険者数の金額を超えない世帯	2万200円
2割軽減	33万円＋48万円×被保険者数の金額を超えない世帯	3万2,320円

※年金所得がある人は、総所得金額などから15万円が特別控除されます。

納付が困難な人へのお知らせ

国民年金保険料の免除や納付猶予など

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる「免除制度」や「納付猶予制度」を利用することができます。

国・申請先 国保年金課高齢者医療年金班 ☎（93）4085

■種類

- ①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除 ⑤納付猶予 ⑥学生納付特例
- 保険料免除の承認期間
- ①～⑤：7月～翌年6月まで
- ⑥：4月～翌年3月まで

■対象

①～④：「免除申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

⑤：50歳未満の人のみ適用

※平成28年7月から対象年齢が、30歳未満から50歳未満に拡大されました。

なお、「免除申請者本人」「申請者の配偶者」のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

⑥：学生のみ適用

■申込み

次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。

○印鑑（本人が署名するときには不要）

○今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し

○学生は、学生証または在学証明書

■その他

前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も引き続き希望した人は、申請を行わなくても継続して審査を受けられます。なお、それ以外の人は申請が必要になります。

70歳以上の国民健康保険加入者へ 高齢受給者証を発送します

現在、使用している国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日（日）までです。市では、8月1日（月）から使用できる高齢受給者証を7月下旬に送付します。

なお、高齢受給者証が送付された人（70歳以上の人）は、医療機関などで受診するときに、「被保険者証」と一緒に「高齢受給者証」を提示することになります。

詳しくは問い合わせください。

■対象 70歳以上の国民健康保険加入者

国保年金課国保班 ☎（93）4083

市民課一部証明交付

毎月第2・4日曜日に市民課で扱う一部証明を交付しています。

■日時

7月10日（日）、24日（日）
午前8時30分～午後5時15分

場所 市民課（左図①）

■取り扱う証明

住民票の写し、印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要）

※住民票の写しは、本人及び世帯員以外の人には交付できません。申請には運転免許証などの本人確認が必要です。

市民課市民班 ☎（93）4086

市税休日納付相談

■日時

7月3日（日）、31日（日）
午前9時～午後4時

場所 国保年金課（左図②）

■納付相談などの対象

市・県民税、固定・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

問い合わせ先

納税課納税班 ☎（93）0433

国保年金課国保税班 ☎（93）4084

